## イ 単独施設 単独施設を次のとおりとする。

(表17:単独施設表)

番号	種類	位	置
1	園地	秋田県由利本荘市	(木境)
2	園地	秋田県由利本荘市	(湯ノ沢)
3	宿舎	秋田県由利本荘市	(湯ノ沢)
4	休憩所	秋田県由利本荘市	(湯ノ沢)
5	スキー場	秋田県由利本荘市	(湯ノ沢)
6	園地	秋田県由利本荘市	(駒の王子)
7	園地	秋田県由利本荘市	(善神池)
8	園地	秋田県由利本荘市	(堰口)
9	園地	秋田県由利本荘市	(祓川)
10	駐車場	秋田県由利本荘市	(祓川)
11	園地	秋田県由利本荘市	(奥山)
12	園地	秋田県由利本荘市	(大清水)
13	避難小屋	秋田県由利本荘市	(大清水)
14	駐車場	秋田県由利本荘市	(大清水)
15	避難小屋	秋田県由利本荘市	(唐獅子平)
16	園地	秋田県にかほ市	(蚶満寺)
17	駐車場	秋田県にかほ市	(蚶満寺)
18	園地	秋田県にかほ市	(奈曽滝)
19	休憩所	秋田県にかほ市	(奈曽滝)
20	園地	秋田県にかほ市	(中島台)
21	野営場	秋田県にかほ市	(中島台)

整 備 方 針	旧計画との関係
木境地区の利用拠点及び路傍展望施設となる園地として整備する。	昭和44. 5.20告示
湯ノ沢地区の利用拠点となる園地として整備する。	昭和44. 5.20告示
湯ノ沢地区の利用者のための宿舎として整備する。	昭和46.9.4告示
湯ノ沢地区の利用者のための休憩所として整備する。	昭和46.9.4告示
湯ノ沢地区におけるスキー場として整備する。	昭和46.9.4告示
駒の王子地区の路傍園地として整備する。	昭和46.9.4告示
善神池地区の自然探勝のための園地として整備する。	新規
猿倉口登山口周辺の小規模な路傍園地として整備する。	昭和46.9.4告示
祓川地区及び鳥海山の自然探勝及び登山のための園地として整備する。	昭和46.9.4告示
祓川地区の利用者のための駐車場として整備する。	昭和45. 6.30告示
法体の滝地区の自然探勝のための園地として整備する。	昭和46.9.4告示
大清水地区の利用拠点となる園地として整備する。	昭和46.9.4告示
鳥海山登山者のための避難小屋として整備する。	昭和58. 4. 7告示
大清水地区の利用者及び鳥海山の登山者のための駐車場として整備する。	昭和45. 6.30告示
鳥海山登山者のための避難小屋として整備する。	昭和47. 6.24告示
蚶満寺地区の自然及び文化景観の探勝のための園地として整備する。	昭和46.9.4告示
蚶満寺地区の利用者のための駐車場として整備する。	昭和46.9.4告示
奈曽滝地区の自然探勝のための園地として整備する。	昭和46. 4.17告示
奈曽滝地区の利用者のための休憩所として整備する。	昭和48. 7.12告示
中島台地区の自然探勝のための園地として整備する。	昭和51.8.31告示
中島台地区の宿泊拠点となる野営場として整備する。	昭和51.8.31告示

番号	種 類	位	置
22	駐車場	秋田県にかほ市	(中島台)
23	園地	秋田県にかほ市	(栗山池)
24	宿舎	秋田県にかほ市	(栗山)
25	園地	秋田県にかほ市	(石樋)
26	園地	秋田県にかほ市	(霊峰)
27	園地	秋田県にかほ市	(三崎)
28	駐車場	秋田県にかほ市	(三崎)
29	園地	秋田県にかほ市	(猿穴)
30	園地	秋田県にかほ市	(登山道象潟口県境部)
31	園地	山形県酒田市	(飛島鼻戸崎)
32	運動場	山形県酒田市	(飛島中村)
33	園地	山形県酒田市	(飛島荒崎)
34	水泳場	山形県酒田市	(飛島小松浜)
35	駐車場	山形県酒田市	(滝の小屋口)
36	展望施設	山形県酒田市	(鶴間池)
37	駐車場	山形県酒田市	(鶴間池)
38	避難小屋	山形県酒田市	(鶴間池)
39	避難小屋	山形県酒田市	(荒木沢)
40	宿舎	山形県酒田市	(大台野)
41	乗馬施設	山形県酒田市	(大台野)
42	舟遊場	山形県酒田市	(数河ノ池)
43	植物園	山形県酒田市	(数河ノ池)

整 備 方 針	旧計画との関係
中島台地区の利用者のための駐車場として整備する。	昭和51.8.31告示
栗山池地区の展望及び自然探勝のための園地として整備する。	平成 3.9.3告示
栗山地区における宿舎として整備する。	昭和49.6.8告示
一の清水地区の利用拠点となる園地として整備する。	昭和46.9.4告示
霊峰地区の利用拠点となる園地として整備する。	平成元. 6.30告示
三崎地区の自然探勝のための園地として整備する。	昭和46.9.4告示
三崎地区の利用者のための駐車場として整備する。	昭和46.9.4告示
猿穴地区の自然探勝のための園地として整備する。	昭和46.9.4告示
展望施設となる小規模な園地として整備する。	昭和46.9.4告示
周囲にタブの巨木やムベ自生地があり、飛島の植生観察等の利用拠点と なる園地として整備する。	新規
旧飛島小中学校グラウンドを活用した運動及びレクリエーション施設と して整備する。	新規
飛島西側の海岸部における散策・自然観察等の利用拠点となる園地として整備する。	新規
飛島地区における海水浴利用のための水泳場として整備する。	新規
湯ノ台滝ノ小屋線道路(車道)終点における駐車場として整備する。	昭和46. 4.12告示
鶴間池探勝及び猛禽類観察のための展望施設として整備する。	昭和40.5.7告示
鶴間池探勝及び猛禽類観察のための駐車場として整備する。	昭和46. 4.12告示
鶴間池一帯における利用者のための避難小屋として整備する。	昭和40.5.7告示
鶴間池探勝及び冬山登山利用者のための避難小屋として整備する。	新規
大台野地区における体験型利用の拠点となる宿舎として整備する。	新規
大台野地区における乗馬利用のための厩舎、馬場、乗馬コースを整備する。	新規
数河ノ池における舟遊びのための施設として整備する。	昭和40.5.7告示
	新規

番号	種 類		位 置	
44	園地	山形県飽海郡遊佐町		(三崎)
45	広場	山形県飽海郡遊佐町		(大平)
46	園地	山形県飽海郡遊佐町		(大平)
47	宿舎	山形県飽海郡遊佐町		(大平)
48	避難小屋	山形県飽海郡遊佐町		(大平)
49	駐車場	山形県飽海郡遊佐町		(大平)
50	博物展示施設	山形県飽海郡遊佐町		(大平)
51	園地	山形県飽海郡遊佐町		(御浜)
52	宿舎	山形県飽海郡遊佐町		(御浜)
53	宿舎	山形県飽海郡遊佐町		(駒止)
54	野営場	山形県飽海郡遊佐町		(駒止)
55	宿舎	山形県飽海郡遊佐町		(鳥海山頂)
56	園地	山形県飽海郡遊佐町		(小野曾)
57	宿舎	山形県飽海郡遊佐町		(小野曾)
58	園地	山形県飽海郡遊佐町		(下屋敷)
59	避難小屋	山形県飽海郡遊佐町		(万助平)
60	園地	山形県飽海郡遊佐町		(河原宿)
61	宿舎	山形県飽海郡遊佐町		(河原宿)
62	避難小屋	山形県飽海郡遊佐町		(天狗岩)
63	宿舎	山形県飽海郡遊佐町		(湯ノ田・十六羅漢)
64	野営場	山形県飽海郡遊佐町		(湯ノ田)
65	水泳場	山形県飽海郡遊佐町		(湯ノ田)

整備方針	旧計画との関係
海岸地形・タブ林・史跡等の探勝のための園地として整備する。	昭和40.5.7告示
バス乗降等の利便とともに、観光、救難、物資輸送等の利便に資するへ リポート機能を果たしうる広場として整備する。	新規
庄内平野及び日本海に開けた眺望を鑑賞するための園地として整備する。	昭和40.5.7告示
鉾立吹浦線道路(車道)(鳥海ブルーライン)利用者のための宿舎として整備する。	昭和40.5.7告示
主に冬山登山者のための避難小屋として整備する。	昭和40.5.7告示
鉾立吹浦線道路(車道)(鳥海ブルーライン)利用者の休憩、散策、宿 泊利用のための駐車場として整備する。	昭和40.5.7告示
高山部における利用情報等の提供やインタープリテーションの拠点となる博物展示施設として整備する。	昭和40.5.7告示
鳥海山観光の主要地である鳥の海周辺の利用拠点となるとともに、自然 環境及び景観保全に配慮した園地として整備する。	新規
鳥海山における登山利用のための宿泊拠点として、避難小屋としての性 格を併せ持った宿舎を整備する。	昭和40.5.7告示
観音森、猿穴一帯における自然観察利用のための宿舎として整備する。	昭和40.5.7告示
観音森、猿穴一帯における自然観察利用のための野営場として整備する。	昭和40.5.7告示
鳥海山における登山利用のための宿泊拠点として、避難小屋としての性格を併せ持った宿舎を整備する。	昭和40.5.7告示
公園内集落である小野曾地区において、鳥海山観光の拠点となるととも に周辺環境の保全に配慮した園地として整備する。	新規
公園内集落である小野曾地区において、鳥海山観光の拠点となるととも に周辺環境の保全に配慮した宿舎として整備する。	新規
下屋敷地区の利用拠点となるとともに、周辺環境の保全に配慮した園地 として整備する。	新規
万助道線道路(歩道)利用者のための避難小屋として整備する。	新規
河原宿地区の利用拠点となるとともに雪田草原の景観の維持に配慮した 園地として整備する。	昭和40.5.7告示
鳥海山における登山利用のための宿泊拠点として、避難小屋としての性 格を併せ持った宿舎を整備する。	昭和40.5.7告示
長坂鳥の海線道路(歩道)利用者のための避難小屋として整備する。	昭和40.5.7告示
釜磯海水浴場、史跡十六羅漢及び湯ノ田温泉の利用者のための宿舎として整備する。	昭和40.5.7告示
海岸部におけるオートキャンプ場等として整備する。	新規
磯浜における海水浴、磯遊び及び湧水観察の場となる水浴場として整備する。	昭和40.5.7告示

番号	種 類	位	置
66	園地	山形県飽海郡遊佐町	(十六羅漢)
67	宿舎	山形県飽海郡遊佐町	(滝の小屋)
68	園地	山形県飽海郡遊佐町	(牛渡川)
69	園地	山形県飽海郡遊佐町	(二ノ滝)
70	宿舎	山形県飽海郡遊佐町	(二ノ滝)
71	野営場	山形県飽海郡遊佐町	(二ノ滝)
72	駐車場	山形県飽海郡遊佐町	(二ノ滝)
73	園地	山形県飽海郡遊佐町	(三の俣)
74	宿舎	山形県飽海郡遊佐町	(三の俣)
75	スキー場	山形県飽海郡遊佐町	(三の俣)
76	駐車場	山形県飽海郡遊佐町	(三の俣)
77	園地	山形県飽海郡遊佐町	(十里塚)

整 備 方 針	旧計画との関係
史跡十六羅漢岩及び日本海の展望利用のための園地として、休憩所、園 路、駐車場等を整備する。	新規
鳥海山における登山利用のための宿泊拠点として、避難小屋としての性 格を併せ持った宿舎を整備する。	昭和40.5.7告示
牛渡川整備及び小山崎、柴燈森遺跡の整備にあわせ、自然観察及び歴史 探勝のための園地として整備する。	新規
二ノ滝渓谷における探勝利用のための園地として整備する。	昭和40.5.7告示
二ノ滝渓谷における探勝利用及び二ノ滝口線における登山利用のための 宿舎として整備する。	昭和40.5.7告示
二ノ滝渓谷における探勝利用及び二ノ滝口線における登山利用のための 野営場として整備する。	新規
二ノ滝渓谷における探勝利用のための駐車場として整備する。	昭和40.5.7告示
夏季の利用拠点となる園地として整備する。	新規
夏季のグリーンツーリズム及び冬季のスキー利用者の滞在拠点となる宿舎として整備する。	昭和40.5.7告示
冬季の利用拠点となるスキー場として整備する。	昭和40.5.7告示
夏季のグリーンツーリズム及び冬季のスキー利用者のための駐車場として整備する。	新規
十里塚地区における観光及び海水浴利用のための園地として整備する。	平成11. 4.20告示

## ウ 道路

(ア)車道 車道を次のとおりとする。

(表18:道路(車道)表)

番号	8: <u>道路(</u> 車 <u>道)表)</u> 路線名	区間	主要経過地
			木境神社
'	19X / 11 #2K	には、「秋田宗田村中在市 (木境神社・国定公園境界) 起点 - 秋田県由利本荘市 (城内・国定公園境界) 起点 - 秋田県由利本荘市 (湯ノ沢・国定公園境界) 起点 - 秋田県にかほ市 (鳥越川橋・国定公園境界) 終点 - 秋田県由利本荘市 (祓川)	からでは 動の王子 善神池
2	猿倉法体の滝線	起点 - 秋田県由利本荘市 (猿倉・車道分岐点) 終点 - 秋田県由利本荘市 (猿倉・国定公園境界) 起点 - 秋田県由利本荘市 (百宅・国定公園境界) 終点 - 秋田県由利本荘市 (百宅・国定公園境界)	法体の滝
3	百宅線	起点 - 秋田県由利本荘市 (玉田渓谷・国定公園境界) 終点 - 山形県酒田市 (升田・国定公園境界)	大清水 県境
4	鉾立吹浦線	起点・秋田県にかほ市 (奈曽滝・国定公園境界) 終点・山形県飽海郡遊佐町 (横町・国定公園境界) 起点・山形県飽海郡遊佐町 (十六羅漢・国定公園境界) 終点・山形県飽海郡遊佐町 (十六羅漢)	鉾立 大平 駒止
5	観音森線	起点 - 秋田県にかほ市 (小砂川) 終点 - 秋田県にかほ市 (観音森)	
6	湯ノ台滝ノ小屋線	起点 - 山形県酒田市 (湯の台・国定公園境界) 起点 - 山形県酒田市 (升田・国定公園境界) 終点 - 山形県酒田市 (滝の小屋口)	湯ノ台温泉 のぞき 数河ノ池
7	岩野二ノ滝線	起点 - 山形県飽海郡遊佐町 (岩野・国定公園境界) 終点 - 山形県飽海郡遊佐町 (一ノ滝)	
8	金俣三の俣線	起点 - 山形県飽海郡遊佐町 (金俣・国定公園境界) 終点 - 山形県飽海郡遊佐町 (三の俣)	

整 備 方 針	旧計画との関係
鳥海山の東部における利用拠点である祓川へ到達する車道として、また、 沿線からの景観観賞を目的とする車道として整備する。	昭和38.7.24告示 昭和45.9.1告示
	四和6 0 4生三
猿倉地区と百宅地区を連絡する車道の一部として、また、沿線からの景観 観賞を目的とする車道として整備する。	昭和46.9.4告示
鳥海山の東麓において利用地点間を連絡する車道として、また、沿線からの景観観賞を目的とする車道として整備する。	昭和38. 7.24告示 昭和40. 5. 7告示 昭和46. 9. 4告示
鳥海山の高山帯における利用拠点である鉾立及び大平へ到達する車道として、また、沿線からの景観観賞を目的とする車道として整備する。	昭和38.7.24告示
鳥海山の西麓における利用拠点である観音森へ到達する車道として整備する。	昭和46.9.5告示
鳥海山の高山帯へ到達する車道として、また、沿線からの景観観賞を目的とする車道として整備する。	昭和38.7.24告示
鳥海山の中腹部における観光拠点である二ノ滝渓谷へ到達する車道として整備する。	昭和38.7.24告示
利用拠点である三の俣に到達する車道として整備する。	新 規

# (イ)歩道 歩道を次のとおりとする。

(表19:道路(歩道)表)

	19:道路(歩道)表)		
番号	路線名	区間	主要経過地
<u>報与</u> 1	東北自然歩道線	起点 - 秋田県にかぼ市 (象潟島・国定公園境界) 終点 - 秋田県にかぼ市 (象潟島・国定公園境界) 起点 - 秋田県にかほ市 (川袋・国定公園境界) 終点 - 山形県飽海郡遊佐町 (吹浦・国定公園境界) 起点 - 山形県飽海郡遊佐町 (西浜・国定公園境界) 起点 - 山形県飽海郡遊佐町 (西浜・国定公園境界) 終点 - 山形県飽海郡遊佐町 (西浜・国定公園境界) 終点 - 山形県飽海郡遊佐町 (世塚・国定公園境界)	土 主 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大
	鉾立二ノ滝線	起点 - 秋田県にかほ市 (鉾立) 終点 - 山形県飽海郡遊佐町 (御田ヶ原・歩道合流点) 終点 - 山形県飽海郡遊佐町 (岩野)	鳥の海
3	猿穴線	起点 - 山形県飽海郡遊佐町 (上陣屋) 終点 - 秋田県にかほ市 (観音森) 終点 - 秋田県にかほ市 (白糸滝・歩道合流点) 終点 - 山形県飽海郡遊佐町 (神子石)	観音森 猿穴
4	飛島法木舘岩線	起点 - 山形県酒田市 (法木) 終点 - 山形県酒田市 (館岩・歩道合流点)	四谷 (展望地)
5	飛島八幡崎勝浦線	起点 - 山形県酒田市 (八幡崎・歩道分岐点) 終点 - 山形県酒田市 (勝浦港・歩道合流点)	高森
	飛島高森小松浜線	起点 - 山形県酒田市 (高森・歩道分岐点) 終点 - 山形県酒田市 (荒崎) 終点 - 山形県酒田市 (田ノ下海岸) 終点 - 山形県酒田市 (小松浜)	小物忌神社テキ穴荒崎
7	升田鳥海山線	起点 - 山形県酒田市 (荒木沢橋) 終点 - 山形県飽海郡遊佐町 (行者岳・歩道合流点)	鶴間池

整 備 方 針	旧計画との関係
東北自然歩道として整備する。	旧計画との関係   平成 2.8.18告示
鉾立集団施設地区から鳥の海を経て二ノ滝へ至る登山道として 整備する。	昭和38. 7.24告示
観音森、猿穴一帯における自然観察利用のための探勝歩道として整備する。	昭和38.7.24告示
飛島の照葉樹林帯を縦貫する自然観察のための探勝歩道として整備をする。	昭和40.5.7告示
飛島の台地を縦走する散策歩道として整備する。	新規
飛島の自然と歴史を学ぶ探勝歩道として整備する。	昭和40.5.7告示
鶴間池を経由し鳥海山頂へ至る登山道として整備する。	昭和40.5.7告示

番号	路線名	区間	主要経過地
8	鳳来山大倉滝線	起点 - 山形県酒田市 (草津開拓) 起点 - 山形県酒田市 (滝の小屋口) 終点 - 秋田県由利本荘市 (百宅口) 終点 - 山形県飽海郡遊佐町 (七五三掛・歩道合流点)	鳳来山 河原宿 虫穴 大倉滝
9	鳥の海竜ケ原線	起点 - 山形県飽海郡遊佐町 (大平) 終点 - 秋田県由利本荘市 (祓川)	鳥の海 扇子森 大物忌神社 祓川山荘
10	月山森線	起点 - 山形県飽海郡遊佐町 (河原宿) 終点 - 山形県飽海郡遊佐町 (カレ沢・歩道合流点)	月山森 千畳ケ原
11	長坂鳥の海線	起点 - 山形県飽海郡遊佐町 (長坂・国定公園境界) 終点 - 山形県飽海郡遊佐町 (御浜・歩道合流点)	天狗岩 笙ケ岳
12	万助道線	起点 - 山形県飽海郡遊佐町 (臂曲・国定公園境界) 終点 - 山形県飽海郡遊佐町 (蛇岩流・歩道合流点)	万助平 仙人平
13	三の俣堅餅岩線	起点 - 山形県飽海郡遊佐町 (三の俣) 終点 - 山形県飽海郡遊佐町 (堅餅岩下・歩道合流点)	二ノ滝
14	蕨岡口鳳来山線	起点 - 山形県飽海郡遊佐町 (駒止・国定公園境界) 終点 - 山形県飽海郡遊佐町 (鳳来山・歩道合流点) 終点 - 山形県飽海郡遊佐町 (かくれ山・歩道合流点)	峰拝 ソプ谷地 水ノミ沢

整備方針	旧計画との関係
湯の台集団施設地区及び滝の小屋口から行者岳を経て大清水に	昭和38. 7.24告示
至る登山道として整備する。	
大平から大物忌神社本社(鳥海山頂)を経て祓川に至る登山道 として整備する。	昭和38. 7.24告示
   河原宿から鉾立二ノ滝線に至る登山道として整備する。	昭和40.5.7告示
	中日介日午0. 3. 7日八
山ノ神から御浜に至る登山道として整備する。	昭和40.5.7告示
臂曲から万助平を経て鳥の海に至る登山道として整備する。	昭和40.5.7告示
   三の俣から二ノ滝を経て長坂鳥の海線に至る各歩道の連絡と山	新規
麓の自然探勝のための歩道として整備する。	341756
	*<+0
駒止から鳳来山に至る登山道として整備する。	新規
	I

## 4 参考事項

## (1) 指定植物

特別地域において、採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

(表20:指定植物表)

科名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあたっては属名)
ミズゴケ	ミズゴケ
ヒカゲノカズラ	ミヤマヒカゲノカズラ、ヒメスギラン、ヤチスギラン、マンネンスギ、
	コスギラン、タカネヒカゲノカズラ
イワヒバ	イワヒバ
ミズニラ	ヒメミズニラ
ハナヤスリ	エゾフユノハナワラビ (ヤマハナワラビを含む)
オシダ	タカネヘビノネゴザ
シシガシラ   ウラボシ	ミヤマシシガシラ ホテイシダ
マツ	か/ 1 ング   ハイマツ
ヒノキ	ミヤマビャクシン(ミヤマハイビャクシン)、ミヤマネズ
イチイ	キャラボク
タデ	ムカゴトラノオ、オンタデ
ナデシコ	チョウカイフスマ、オオバナノミミナグサ、エゾフスマ (シラオイハコベ)
キンポウゲ	オクトリカブト、フクジュソウ、ヒメイチゲ、ハクサンイチゲ(チョウカイ
	イチゲ、エゾノハクサンイチゲを含む)、ミスミソウ(スハマソウ、オオミ
	スミソウを含む)、キクザキイチリンソウ、アズマイチゲ、リュウキンカ、
	(エンコウソウを含む)、ミヤマハンショウヅル (コミヤマハンショウヅル
	を含む)、ミツバオウレン、ミツバノバイカオウレン(コシジオウレン)、
	シラネアオイ、オキナグサ、ミヤマキンポウゲ、ミヤマカラマツ、モミジカ
メギ	ラマツ   サンカヨウ、キバナイカリソウ、トガクシショウマ(トガクシソウ)
アケビ	リンガヨウ、イバテイガリテウ、ドガランショウマ (ドガランテウ)   ムベ
スイレン	エゾヒツジグサ (ヒツジグサを含む)
ドクダミ	ハンゲショウ
ウマノスズクサ	コシノカンアオイ、ウスバサイシン (サイシン)
オトギリソウ	イワオトギリ(ハイオトギリ)、オシマオトギリ
モウセンゴケ	ナガバノモウセンゴケ、モウセンゴケ
ケシ	ミチノクエンゴサク
アブラナ	ミヤマガラシ(ヤマガラシ)、ミヤマタネツケバナ(ミネガラシ)、ハクセ
33.7-23.4	ンナズナ
ベンケイソウ	ホソバイワベンケイ (アオノイワベンケイ)、タイトゴメ マニングサートスウス バチソウ、ウス バチソウ (コウス バチソウカ 今ま)
ユキノシタ	アラシグサ、ヒメウメバチソウ、ウメバチソウ (コウメバチソウを含む)、 ダイモンジソウ (ウチワダイモンジソウを含む)、ミヤマダイモンジソウ、
	ダイモンシノウ (ワケワダイモンシノリを含む) 、ミヤマダイモンシノリ、   エゾクロクモソウ (クモクロソウを含む) 、フキユキノシタ
バラ	ノウゴウイチゴ、チングルマ、エゾツルキンバイ、ミヤマキンバイ、ミネザ
	クラ (チシマザクラを含む)、ハマナス (ハマナシ)、ベニバナイチゴ、シ
	ロバナトウウチソウ、マルバシモツケ
フウロソウ	チシマフウロ、ハクサンフウロ
トウダイグサ	ヤマアイ
スミレ	キバナノコマノツメ、ウスバスミレ、オオバキスミレ、テリハタチツボスミ
	レ、イソスミレ、ナエバキスミレ、ミヤマスミレ、ミヤマツボスミレ

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあたっては属名)
アカバナミズキ	ヤナギラン、アシボソアカバナ、ヒメアカバナ、ミヤマアカバナ ゴゼンタチバナ
マント マリ	<sup>  1</sup>   1   1   1   1   1   1   1   1   1
<sup>ヒッ</sup>   イワウメ	イッケドワイ(ケンケドワイ)、ハクッン
1 2 9 7	イラリア、ピグイラカガミ、イラガガミ(コイラガガミ、オオイラガガミを   含む)、イワウチワ(オオイワウチワ、トクワカソウを含む)
イチヤクソウ	古む)、インソテン(ペペイラソテン、ドララパフラを古む)   ウメガサソウ、シャクジョウソウ、ギンリョウソウ、ベニバナイチヤクソウ
	(ベニイチヤクソウ)、マルバノイチヤクソウ
ツツジ	( \ ) ( \ ) (
	ミネズオウ、ウラジロヨウラク(ツリガネツツジを含む)、ツルコケモモ、
	イワナシ、アオノツガザクラ、エゾノツガザクラ、ツガザクラ、ナガバツガ
	ザクラ、ムラサキヤシオ、ハクサンシャクナゲ(シロバナシャクナゲ、ネモ
	トシャクナゲを含む)、レンゲツツジ、オオバツツジ、ミヤマホツツジ、イ
	ワツツジ、コケモモ
ガンコウラン	ガンコウラン
サクラソウ	ヤナギトラノオ、ヒナザクラ、ツマトリソウ
リンドウ	ミヤマリンドウ、エゾリンドウ、エゾオヤマリンドウ、イワイチョウ、ミツ
	ガシワ
アカネ	エゾノヨツバムグラ、オオバノヨツバムグラ
ムラサキ	ハマベンケイソウ
シソ	ムシャリンドウ、デワノタツナミソウ
ゴマノハグサ	ホソバコゴメグサ、オオバミゾホオズキ、ヨツバシオガマ、オニシオガマ、
	トモエシオガマ、エゾシオガマ、イワブクロ(タルマエソウ)、ヤマルリト
	ラノオ、ヒメクワガタ、ミヤマクワガタ(バンダイクワガタを含む)、クガ
7 18	イソウ
ハマウツボ	ハマウツボ
タヌキモ	ムラサキミミカキグサ
オオバコ スイカズラ	ハクサンオオバコ   クロミノウグイスカグラ
オミナエシ	クロミノリクイ ヘルク ノ   マルバキンレイカ
キキョウ	ヽルハインレイガ   ハクサンシャジン(タカネツリガネニンジン)、イワギキョウ、サワギキョ
1 4 9 9	ウ、キキョウ
キク	フ、イイコラ   エゾノコギリソウ、チョウジギク、ウサギギク(エゾウサギギクを含む)、
	ミヤマヨメナ、カニコウモリ、チョウカイアザミ、ウゴアザミ、アズマギ
	ク、ミヤマコウゾリナ、ミズギク (オゼミズギクを含む)、タカネニガナ、
	ミヤマウスユキソウ (ヒナウスユキソウ)、ウスユキソウ、オタカラコウ、
	トウゲブキ、シカギク、ミヤマキタアザミ、トガヒゴタイ、オクキタアザ
	ミ、ミヤマアキノキリンソウ(コガネギク)
ホロムイソウ	ホソバノシバナ
ユリ	ネバリノギラン、ツバメオモト、カタクリ、ショウジョウバカマ、トビシマ
	カンゾウ、ニッコウキスゲ(ゼンテイカ)、タチギボウシ、スカシユリ、
	クルマユリ、キンコウカ、ヒロハユキザサ、オオバタケシマラン、イワショ
	ウブ、ヒメイワショウブ、タマガワホトトギス、エンレイソウ、タカネアオ
	ヤギソウ、コバイケイ(ウラゲコバイケイを含む)
アヤメ	ノハナショウブ、ヒオオギアヤメ
イグサ	ミヤマホソコウガイゼキショウ、タカネスズメノヒエ(ミヤマスズメノヒ
イネ	コミヤマヌカボ、ミヤマヌカボ、タカネコウボウ、ヒゲノガリヤス
サトイモ	ミズバショウ、ザゼンソウ
カヤツリグサ	ミヤマクロスゲ、イトキンスゲ、ヤチスゲ、イワキスゲ(キンチャクス

科	名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあたっては属名)
ラン		ゲ)、ホロムイスゲ、キンスゲ、アシボソスゲ(シロウマスゲ)、ヌイオスゲ(シロウマヒメスゲ)、サギスゲ、ワタスゲ、ミヤマイヌノハナヒゲ、ミネハリイエビネ、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、シュンラン(ホクロ)、クマガイソウ、サワラン(アサヒラン)、コイチョウラン、アオスズメラン(エゾスズラン)、カキラン、オニノヤガラ、アケボノシュスラン、ミヤマウズラ、ノビネチドリ、ミズトンボ、ジガバチソウ、クモキリソウ、アリドオシラン、ハクサンチドリ(ウズラバハクサンチドリを含む)、オノエラン、コケイラン、タカネトンボ、ジンバイソウ、ミズチドリ、ヤマサギソウ、マイサギソウ、タカネサギソウ、コバノトンボソウ、キソチドリ、オオヤマサギソウ、ホソバノキソチドリ、トキソウ、ヤマトキソウ、ショウキラン

### (2) 過去の経緯

### ア 公園区域

昭和38年 7月24日 厚生省告示第 325号 (区域指定)

昭和46年 6月30日 厚生省告示第 247号 (区域変更)

(山形県酒田市宮海の一部及び山形県飽海郡遊佐町比子の一部を削除)

### イ 規制計画

昭和38年 7月24日 厚生省告示第 326号 (公園計画の決定)

昭和38年 7月24日 厚生省告示第 327号 (特別地域の指定)

昭和38年 7月24日 厚生省告示第 328号 (特別保護地区指定)

### ウ 施設計画

昭和38年 7月24日 厚生省告示第 326号 (公園計画の決定)

昭和40年 5月 7日 山形県告示第 419号 (公園計画の決定)

昭和44年 5月20日 秋田県告示第 230号 (公園計画の決定)

昭和45年 6月30日 秋田県告示第 341号 (公園計画の決定)

昭和45年 9月19日 秋田県告示第 481号 (公園計画の決定)

昭和46年 4月12日 山形県告示第 453号 (公園計画の変更)

(大平野営場、滝の小屋駐車場、鶴間池駐車場)

昭和46年 4月17日 秋田県告示第 234号 (公園計画の決定)

昭和46年 9月 4日 秋田県告示第 503号 (公園計画の決定)

昭和48年 7月12日 秋田県告示第 391号 (公園計画の決定)

昭和49年 6月 8日 秋田県告示第 318号 (公園計画の決定)

昭和51年 8月31日 秋田県告示第 614号 (公園計画の決定)

昭和53年 5月29日 山形県告示第 930号 (公園計画の変更)

(吹浦野営場)

昭和58年 4月 7日 秋田県告示第 260号 (公園計画の決定)

昭和58年 7月12日 山形県告示第1094号 (公園計画の変更)

(湯の台園地、同宿舎、同野営場、同運動場、同駐車場、同給水施設、同排水施設、 同汚物処理施設)

昭和60年 4月30日 秋田県告示第 241号 (公園計画の変更)

(鉾立博物展示施設)

昭和62年 6月 2日 秋田県告示第 325号 (公園計画の変更及び廃止) (祓川公衆便所、同休憩所、同園地の計画を園地に統合)

平成 元年 6月30日 秋田県告示第 445号 (公園計画の決定)

平成 2年 8月18日 環境庁告示第 57号 (公園計画の変更)

(東北自然歩道線)

平成 3年 9月 3日 秋田県告示第 604号 (公園計画の変更)

(栗山池園地)

平成11年 4月20日 山形県告示第 411号 (公園計画の変更) (湯の台動物繁殖施設、同博物展示施設、十里塚園地)

# (3)公園計画の変更 ア 保護規制計画

(表21:保護規制計画変更表)

	1:保護規制計画変更表。	)
番号		変更部分の区域
1	公園区域外	山形県酒田市飛島の一部
	第2種特別地域	
2	普通地域	山形県飽海郡遊佐町吹浦の一部
	第 2 種特別地域	
3	第3種特別地域	山形県飽海郡遊佐町吹浦の一部
	第 2 種特別地域	
4	第3種特別地域	山形県酒田市草津の一部
	第2種特別地域	
5	第3種特別地域	山形県酒田市草津の一部
	第 2 種特別地域	
6	普通地域	山形県飽海郡遊佐町吹浦の一部
	第3種特別地域	
7	普通地域	山形県飽海郡遊佐町吹浦の一部
	第3種特別地域	
8	第2種特別地域	山形県飽海郡遊佐町内
	  第3種特別地域	国有林庄内森林管理署第1018林班の一部
9	公園区域外	山形県酒田市草津の一部
	第3種特別地域	
10	第3種特別地域	山形県飽海郡遊佐町吹浦の一部
	  普通地域	
11	第2種特別地域	山形県飽海郡遊佐町吹浦の一部
	普通地域	
12	海域普通地域	山形県飽海郡遊佐町吹浦の一部
	並2男+4+武	
	普通地域	

変更理由	面積	責(ha	a)
隣接する第2種特別地域と同等の風致を有しているため、区域線の明確 化に伴い第2種特別地域とする。	6	国公私	6
公園計画道路(車道)沿線の良好な風致の維持を図るため、第2種特別 地域とする。	1	国公私	1
特徴的な湧水帯(丸池)保全のため第2種特別地域とする。	0 (0.5)	国公私	0 (0.5)
複数の利用施設が整備され、公園利用の拠点となる地域であることから、良好な風致の維持を図るため第2種特別地域とする。	74	国公私	1 59 14
公園計画道路(車道)沿線の良好な風致の維持を図るため、第2種特別 地域とする。	7 (6.5)	国 公 私	1 6 (5.5)
溶岩台地の末端に位置し、かつて薪炭林として使用されてきた地域であるが、現在は植生遷移の進行により雑木林となっており、周囲の採草地及び畑地とともに里山的景観を構成している。また、台地下にみられる牛渡川湧水帯の後背地となっており、湧水帯の保全上からも重要な地域である。 これらのことから、良好な風致の維持を図るため、第3種特別地域とす	8	国公私	8
る。 溶岩台地の末端に位置し、採草地及び畑地となっており、周囲の雑木林		玉	
とともに里山的景観を構成している。また、台地下にみられる牛渡川湧水帯の後背地となっており、湧水帯の保全上からも重要な地域である。 これらのことから、良好な風致の維持を図るため、第3種特別地域とする。	17	[公私	17
公園計画道路(車道)沿線の良好な風致の維持を図るため第2種特別地域とされていたものであるが、当該車道のうち本地域を通過する区間を削除することから、周囲の地種区分に合わせ第3種特別地域とする。	11	国公私	11
隣接する第3種特別地域と同等の風致を有しているため、区域線の明確 化に伴い第3種特別地域とする。	7	国公私	7
集落地であり、住宅の密集化の進行により特別地域としての資質は失われているものの、隣接する特別地域と景観上一体をなしており、里山的景観要素として引き続き風景の保護を図るため、普通地域とする。	13	国 公 私	1 12
集落地であり、住宅の密集化の進行により特別地域としての資質は失われているものの、隣接する特別地域と景観上一体をなしており、日本海岸特有の黒瓦住宅もみられることから、引き続き風景の保護を図るため、普通地域とする。	6	国公私	6
海域普通地域を埋め立て陸地化したものであり、現行の陸域公園区域と 一体として風景の保護を図る必要があることから、陸域普通地域とする。	1	国公私	1

番号	変更内容	変更部分の区域
13	第3種特別地域	山形県飽海郡遊佐町直世及び吹浦の一部
	普通地域	
14	第3種特別地域	山形県飽海郡遊佐町吹浦の一部
	公園区域外	
15	第3種特別地域	山形県飽海郡遊佐町吹浦の一部
	公園区域外	
16	第2種特別地域	山形県飽海郡遊佐町吹浦の一部
	公園区域外	
17	第3種特別地域	山形県酒田市草津の一部
	公園区域外	
18	第2種特別地域	山形県飽海郡遊佐町内 国有林庄内森林管理署第1016林班の一部
	公園区域外	日 日 1か 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
19	第2種特別地域	山形県酒田市内
	公園区域外	国有林庄内森林管理署第1020林班の一部 山形県酒田市草津の一部

変更理由	面積	[ (ha)	
集落地であり、住宅の密集化の進行により特別地域としての資質は失われているものの、隣接する特別地域と景観上一体をなしており、里山的景観要素として引き続き風景の保護を図るため、普通地域とする。	9	国 公 私	9
区域線の明確化を図るとともに、宅地化の進行により国定公園としての 資質が失われているため、公園区域から削除する。	20	国公私	20
市街化が進行し、国定公園としての資質が失われているため、公園区域から削除する。	17	国公私	17
市街化が進行し、国定公園としての資質が失われているため、公園区域から削除する。	6	国公私	6
戦中まで石油、天然ガス等の採掘が行われていた地域であり、近年になって地表への油分の漏出が生じている。漏出油分の処理、火気管理、廃棄油井の閉鎖作業等が必要であり、自然公園として利用に供することは適当でないため、公園区域から削除する。	3	国公私	3
区域線の明確化に伴い、公園区域から削除する。	9	国 公 私	9
戦中まで石油、天然ガス等の採掘が行われていた地域であり、近年になって地表への油分の漏出が生じている。漏出油分の処理、火気管理、廃棄油井の閉鎖作業等が必要であり、自然公園として利用に供することは適当でないため、公園区域から削除する。	34	国 公 私	26 8





